



# 島根県報

平成21年10月16日（金）

号外 第 178 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【条 例】

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例	（総 務 課）	9
島根県高等学校奨学金事業等支援臨時特例基金条例	（ 〃 ）	26
島根県手数料条例の一部を改正する条例	（財 政 課）	27
島根県県税条例の一部を改正する条例	（税 務 課）	28
島根県核燃料税条例	（ 〃 ）	29
島根県産業廃棄物減量税条例	（ 〃 ）	33
島根県消費者センター条例の一部を改正する条例	（環境生活総務課）	43
島根県医療施設耐震化臨時特例基金条例	（医 療 対 策 課）	44
島根県営住宅条例の一部を改正する条例	（建 築 住 宅 課）	45
島根県立高等学校等条例の一部を改正する条例	（高 校 教 育 課）	46
警察に関する手数料条例の一部を改正する条例	（警 察 本 部）	47

## 公布された条例等のあらまし

### ◇職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（条例第53号）

#### 1 条例の概要

##### (1) 職員の退職手当に関する条例の一部改正

###### ア 懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限

退職をした者が次のいずれかに該当するときは、当該退職をした者に対し、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができることとした。（第10条関係）

(ア) 懲戒免職等処分を受けて退職をした者

(イ) 失職又はこれに準ずる退職をした者

###### イ 退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限

(ア) 退職をした者に対しまだ当該退職に係る退職手当の額が支払われていない場合において、次のいずれかに該当するときは、当該退職をした者に対し、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができることとした。（第10条の3第1項関係）

a 当該退職をした者が刑事事件に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

b 当該退職をした者が在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。

c 当該退職をした者について、当該退職後に在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。

(イ) 死亡による退職をした者の遺族に対しまだ退職手当の額が支払われていない場合において、(ア)のcに該当するときは、当該遺族に対し、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができることとした。（第10条の3第2項関係）

###### ウ 退職をした者の退職手当の返納

(ア) 退職をした者に対し当該退職に係る退職手当の額が支払われた後において、次のいずれかに該当するときは、当該退職をした者に対し、当該退職手当の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができることとした。（第10条の4第1項関係）

a 当該退職をした者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

b 当該退職をした者が在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。

c 当該退職をした者について、在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。

(イ) (ア)のcに該当するときにおける(ア)による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができることとした。（第10条の4第3項関係）

###### エ 遺族の退職手当の返納

死亡による退職をした者の遺族に対し当該退職手当の額が支払われた後において、ウの(ア)のcに該当するときは、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、当該退職手当の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができることとした。（第10条の5関係）

###### オ 退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付

退職をした者に対し当該退職に係る退職手当の額が支払われた後において、当該退職手当の受給者が当該退職の日から6月以内にウの(ア)又はエによる処分を受けることなく死亡した場合において、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができることとした。（第10条の6第1項関係）

## カ 人事委員会への諮問

イの(7)のc若しくは(4)、ウの(7)、エ又はオによる処分を行おうとするときは、人事委員会に諮問しなければならないこととした。(第10条の7関係)

## キ 次に掲げる条例の一部改正

- (7) 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- (4) 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例
- (7) 市町村立学校の教職員の懲戒の手続及び効果に関する条例

## ク その他規定の整備

- (2) 島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正  
懲戒免職の処分を受けて退職した者等に対し、退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができることとした。(第21条関係)
- (3) 島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正  
(2)に同じ。(第17条関係)
- (4) (1)に伴う次に掲げる条例の退職手当の支給に関する規定の整備
  - ア 特別職の職員の退職手当に関する条例
  - イ 島根県病院事業管理者の給与等に関する条例
  - ウ 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例

## 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

## ◇島根県高等学校奨学金事業等支援臨時特例基金条例(条例第54号)

## 1 条例の概要

## (1) 設置

経済情勢及び雇用情勢の悪化により修学が困難となった高等学校等の生徒に係る奨学金の貸与及び授業料の減免に対して補助を行う事業に要する経費に充てるため、島根県高等学校奨学金事業等支援臨時特例基金(以下「基金」という。)を設置することとした。(第1条関係)

## (2) 積立て

基金として積み立てる額は、予算で定めることとした。(第2条関係)

## (3) 管理

基金に属する現金は、最も確実かつ有利な方法により保管することとした。(第3条関係)

## (4) 運用益金の処理

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れることとした。(第4条関係)

## (5) 繰替運用

知事は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。(第5条関係)

## 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

## ◇島根県手数料条例の一部を改正する条例(条例第55号)

## 1 条例の概要

- (1) 汚染土壌処理業の許可に係る手数料の新設(別表10の3の項関係)

手数料を納めなければならない者	手数料の額
汚染土壌処理業の許可を受けようとする者	237,000円

(2) その他規定の整理

## 2 施行期日

土壌汚染対策法の一部を改正する法律附則第1条ただし書の政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。ただし、1の(2)については公布の日から施行することとした。

### ◇島根県県税条例の一部を改正する条例（条例第56号）

#### 1 条例の概要

(1) 県民税の配当割の特別徴収義務者の指定について、租税特別措置法に規定する上場株式等の配当等の支払を取り扱う者を追加することとした。（第15条の3関係）

(2) その他規定の整理

#### 2 施行期日

平成22年1月1日から施行することとした。

### ◇島根県核燃料税条例（条例第57号）

#### 1 条例の概要

##### (1) 課税の根拠

地方税法第4条第3項の規定に基づき、法定外普通税として核燃料税を課することとした。（第1条関係）

##### (2) 賦課徴収

賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令又は島根県県税条例の定めるところによることとした。（第3条関係）

##### (3) 納税義務者等

納税義務者は発電用原子炉の設置者とし、課税客体は発電用原子炉への核燃料の挿入とすることとした。（第4条関係）

##### (4) 課税標準

課税標準は、発電用原子炉に挿入された核燃料の価額とすることとした。（第5条関係）

##### (5) 税率

税率は、核燃料の価額の100分の13とすることとした。（第6条関係）

##### (6) 徴収方法

徴収は、申告納付の方法によることとした。（第7条関係）

##### (7) 申告納付の期限

申告納付の期限は、原則として、発電用原子炉に核燃料を挿入した日から起算して2月を経過する日の属する月の末日とすることとした。（第8条関係）

##### (8) 経過措置

この条例は、施行の前日に発電用原子炉に挿入された核燃料の同日以後における発電用原子炉への挿入については、適用しないこととした。（附則第2項関係）

##### (9) 有効期限

この条例は、施行の日から起算して5年間その効力を有することとした。（附則第3項関係）

## 2 施行期日

総務大臣の同意を得た日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。

## ◇島根県産業廃棄物減量税条例（条例第58号）

## 1 条例の概要

## (1) 課税の根拠

地方税法第4条第6項の規定に基づき、法定外目的税として産業廃棄物減量税を課することとした。（第1条関係）

## (2) 賦課徴収

賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令又は島根県県税条例の定めるところによることとした。（第3条関係）

## (3) 納税義務者等

納税義務者は産業廃棄物の排出事業者及び中間処理産業廃棄物排出事業者とし、課税客体は産業廃棄物の最終処分場への搬入とすることとした。（第4条関係）

## (4) 課税免除

知事は、産業廃棄物のうち規則で定めるもの及び課税を不相当と認めるものの最終処分場への搬入に対しては、産業廃棄物減量税を課さないこととした。（第5条関係）

## (5) 課税標準

課税標準は、最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量とすることとした。（第6条関係）

## (6) 税率

税率は、1トンにつき1,000円とすることとした。（第7条関係）

## (7) 徴収方法

徴収は、特別徴収の方法によることとした。ただし、排出事業者（中間処理産業廃棄物排出事業者を含む。）が最終処分を自ら行う場合は、申告納付の方法によることとした。（第8条関係）

## (8) 特別徴収義務者

特別徴収義務者は、最終処分業者又は知事が指定する者とすることとした。（第9条関係）

## (9) 特別徴収義務者の登録

特別徴収義務者は、必要な事項の登録を知事に申請しなければならないこととした。（第10条関係）

## (10) 申告納入及び申告納付の期限

特別徴収義務者及び申告納付すべき者は、原則として、次の表の左欄に掲げる期間内において申告納入及び申告納付すべき税額を、同表の右欄に定める期限までに納入し、及び納付しなければならないこととした。（第11条・第15条関係）

1月1日から3月31日まで	4月末日
4月1日から6月30日まで	7月末日
7月1日から9月30日まで	10月末日
10月1日から12月31日まで	1月末日

## (11) 最終処分場の設置等の届出

申告納付すべき者は、最終処分場ごとに必要な事項を知事に届け出なければならないこととした。（第14条関係）

## (12) 帳簿の保存

特別徴収義務者及び申告納付すべき者は、最終処分場ごとに帳簿を備え、必要な事項を記載し、これを5年間保存しなければならないこととした。（第19条関係）

## (13) 有効期限

この条例は、施行の日から起算して5年間その効力を有することとした。（附則第6項関係）

## (14) 次に掲げる条例の一部改正

ア 住民基本台帳法施行条例

イ 島根県産業廃棄物減量促進基金条例

2 施行期日

総務大臣の同意を得た日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。

◇島根県消費者センター条例の一部を改正する条例（条例第59号）

1 条例の概要

消費者センターを消費者安全法に基づく消費生活センターとすることとした。（第2条関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県医療施設耐震化臨時特例基金条例（条例第60号）

1 条例の概要

(1) 設置

災害拠点病院等の医療施設の耐震化整備のための事業に要する経費に充てるため、島根県医療施設耐震化臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置することとした。（第1条関係）

(2) 積立て

基金として積み立てる額は、予算で定めることとした。（第2条関係）

(3) 管理

基金に属する現金は、最も確実かつ有利な方法により保管することとした。（第3条関係）

(4) 運用益金の処理

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れることとした。（第4条関係）

(5) 繰替運用

知事は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。（第5条関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県営住宅条例の一部を改正する条例（条例第61号）

1 条例の概要

県営住宅の設置を定めた別表から次の団地を削除することとした。（別表関係）

名 称	所 在 地
川東団地	益田市

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県立高等学校等条例の一部を改正する条例（条例第62号）

1 条例の概要

(1) 高等学校の設置（別表第1の1の表関係）

名 称	位 置
島根県立宍道高等学校	松江市

(2) 島根県立松江南高等学校の分校の廃止（別表第1の1の表関係）

## 2 施行期日

1の(1)については平成21年11月1日から、1の(2)については平成25年4月1日から施行することとした。

### ◇警察に関する手数料条例の一部を改正する条例（条例第63号）

#### 1 条例の概要

(1) 銃砲又は刀剣類の所持の許可に係る手数料の額の改定（別表第1の27の項関係）

区 分	改正前	改正後
猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている者に対する許可	1件につき 5,400円 (同時に2件以上の申請を行う場合にあっては、2件目から1件につき 3,100円)	1件につき 6,800円 (同時に2件以上の申請を行う場合にあっては、2件目から1件につき 4,300円)
新たに猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者に対する許可	1件につき 9,000円 (同時に2件以上の申請を行う場合にあっては、2件目から1件につき 5,300円)	1件につき 10,500円 (同時に2件以上の申請を行う場合にあっては、2件目から1件につき 6,700円)

(2) 認知機能検査に係る手数料の新設（別表第1の27の2の項関係）

区 分	手数料の額
認知機能検査	1件につき 650円

(3) 猟銃の操作及び射撃に関する技能検定に係る手数料の額の改定（別表第1の29の項関係）

改 正 前	改 正 後
1件につき 21,000円	1件につき 22,000円

(4) 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習に係る手数料の新設（別表第1の29の2の項関係）

区 分	手数料の額
猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習	1講習につき 12,300円

(5) 猟銃又は空気銃の所持の許可の更新に係る手数料の額の改定（別表第1の32の項関係）

区 分	改正前	改正後
新たな許可証の交付を伴う場合	1件につき 5,800円 (同時に2件以上の更新申請を行う場合にあっては、2件目から1件につき 3,500円)	1件につき 7,200円 (同時に2件以上の更新申請を行う場合にあっては、2件目から1件につき 4,800円)
新たな許可証の交付を伴わない場合	1件につき 5,400円 (同時に2件以上の更新申請を行う場合にあっては、2件目から1件につき 3,100円)	1件につき 6,800円 (同時に2件以上の更新申請を行う場合にあっては、2件目から1件につき 4,400円)

(6) 射撃教習を受ける資格の認定に係る手数料の額の改定（別表第1の33の項関係）

改 正 前	改 正 後
1件につき 7,900円	1件につき 8,900円

(7) 射撃練習を行う資格の認定に係る手数料の額の改定（別表第1の34の項関係）

改 正 前	改 正 後
1件につき 7,900円	1件につき 8,900円

(8) 年少射撃資格の認定に係る手数料の新設（別表第1の34の2の項関係）

区 分	手数料の額
年少射撃資格の認定	1 件につき 9,600円 (同時に2件以上の申請を行う場合にあつては、2件目から1件につき 5,900円)

- (9) 年少射撃資格認定証の書換え又は再交付に係る手数料の新設 (別表第1の34の3の項関係)

区 分	手数料の額
書換え	1 件につき 1,800円
再交付	1 件につき 1,900円

- (10) 年少射撃資格認定講習に係る手数料の新設 (別表第1の34の4の項関係)

区 分	手数料の額
年少射撃資格認定講習	1 講習につき 9,700円

- (11) その他規定の整理

## 2 施行期日

平成21年12月4日から施行することとした。ただし、1の(11)については公布の日から施行することとした。

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成 21 年 10 月 16 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 島根県条例第 53 号

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の退職手当に関する条例(昭和 29 年島根県条例第 8 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

(遺族の範囲及び順位)

第 1 条の 3 この条例において、「遺族」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 配偶者(届出をしていないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
- (3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
- (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第 2 号に該当しないもの

2 この条例の規定による退職手当を受けべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第 2 号及び第 4 号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 この条例の規定による退職手当の支給を受けべき遺族に同順位の者が 2 人以上ある場合には、その人数によって当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する。

4 次に掲げる者は、この条例の規定による退職手当の支給を受けることができない遺族としない。

- (1) 職員を故意に死亡させた者

(2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によってこの条例の規定による退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

第 2 条中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とする。

第 3 条第 2 項中「退職した者」の次に「（第 10 条第 1 項各号に掲げる者を含む。）」を加え、「同項の規定にかかわらず」を「前項の規定にかかわらず」に改める。

第 4 条の 3 第 2 項中「第 2 条第 2 項、第 5 条の 4 第 4 項又は第 11 条第 1 項の規定に該当するもの」を「この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職」に、「若しくは第 5 条の 4 第 1 項」を「若しくは第 6 条第 1 項」に、「これらの支給」を「これらの退職手当」に、「第 6 条第 1 項各号に掲げる者又はこれに準ずる者に該当するに至ったことにより退職したことがある場合における当該」を「第 5 条第 7 項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第 10 条第 1 項若しくは第 10 条の 3 第 1 項の規定により一般の退職手当等（一般の退職手当及び第 7 条の規定による退職手当をいう。以下同じ。）の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかったことがある場合における当該一般の退職手当等に係る」に、「又は第 5 条の 4 第 1 項」を「又は第 6 条第 1 項」に改め、同項第 3 号中「第 5 条の 4 第 1 項」を「第 6 条第 1 項」に改め、同項第 4 号中「第 5 条の 4 第 2 項」を「第 6 条第 2 項」に改める。

第 4 条の 9 第 4 項第 1 号中「でその勤続期間が」を「のうち自己都合退職者（第 3 条第 2 項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。）以外のものでその勤続期間が 5 年以上」に改め、「（次号に掲げる者を除く。）」を削り、同項第 2 号を次のように改める。

(2) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が 1 年以上 4 年以下のもの 前号の規定により計算した額の 2 分の 1 に相当する額

第 4 条の 9 第 4 項に次の 3 号を加える。

(3) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が 0 のもの  
0

(4) 自己都合退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第 1 号の規定により計算した額の 2 分の 1 に相当する額

(5) 自己都合退職者でその勤続期間が 9 年以下のもの 0

第 4 条の 9 第 5 項中「本条」を「この条」に改める。

第 5 条第 3 項中「第 6 条第 1 項各号」を「第10条第 1 項各号」に改める。

第 6 条を削る。

第 5 条の 4 の見出し中「に対する退職手当に係る特例」を「の在職期間の計算」に改め、同条第 1 項中「公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第 1 条に規定する公庫」を「沖縄振興開発金融公庫」に改め、同条第 4 項及び第 5 項を削り、同条第 6 項中「移行型一般地方独立行政法人の成立」を「移行型一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第59条第 2 項に規定する移行型一般地方独立行政法人をいう。以下この項及び第11条第 5 項において同じ。）の成立」に、「地方独立行政法人法」を「同法」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条を第 6 条とする。

第 8 条第 1 項第 1 号中「一般の退職手当及び前条の規定による退職手当（以下「一般の退職手当等」という。）」を「一般の退職手当等」に改め、同条第 17 項中「本条」を「この条」に改める。

第 9 条を次のように改める。

（定義）

第 9 条 この条から第10条の 7 までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 懲戒免職等処分 地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分その他の職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分をいう。

(2) 退職手当管理機関 地方公務員法その他の法令の規定により職員の退職

(この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。以下第10条の7までにおいて同じ。)の日において当該職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有していた機関(当該機関がない場合にあつては、懲戒免職等処分及びこの条から第10条の7までの規定に基づく処分の性質を考慮して知事が別に定める機関)をいう。ただし、当該機関が退職後に廃止された場合における当該職員については、当該職員の占めていた職(当該職が廃止された場合にあつては、当該職に相当する職)を占める職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有する機関(当該機関がない場合にあつては、懲戒免職等処分及びこの条から第10条の7までの規定に基づく処分の性質を考慮して知事が別に定める機関)をいう。

第9条の2を削る。

第10条を次のように改める。

(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第10条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- (1) 懲戒免職等処分を受けて退職をした者
- (2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)又はこれに準ずる退職をした者

2 退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければなら

ない。

- 3 退職手当管理機関は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を島根県報に登載することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その登載した日から起算して 2 週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

第10条の2の見出しを「(退職手当の支払の差止め)」に改め、同条第1項を次のように改める。

退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

- (1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。
- (2) 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

第10条の2第6項から第8項までを削り、同条第5項中「一時差止処分を」を「第1項又は第2項の規定による支払差止処分を」に、「一時差止処分が」を「支払差止処分が」に改め、同項を同条第8項とし、同条第4項中「前項」を「前2項」に、「任命権者」を「当該支払差止処分を行った退職手当管理機関」に、「一時差止処分後」を「当該支払差止処分後」に、「一般の退職手当等の支給」を「当該一般の退職手当等の額の支払」に、「当該一時差止処分」を「当該支払差止処分」に改め、同項を同条第7項とし、同条第3項中「任命権者は、一時差止処分について」を「第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は」に、「当該一時差止処分を」を「当該支払差止処分を」に、「第2号」を「第3号」に、「一時差止処分を」を「、当

該支払差止処分を」に、「一時差止処分の目的」を「支払差止処分の目的」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
- (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第 1 項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から 6 月を経過した場合
- (3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第 1 項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から 1 年を経過した場合

第10条の2第3項を同条第5項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 6 第3項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、当該支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。

第10条の2第2項中「前項」を「前3項」に、「支給を一時」を「額の支払を」に、「「一時差止処分」」を「「支払差止処分」」に、「第14条」を「第14条第1項」に、「当該一時差止処分」を「当該支払差止処分」に、「した者」を「行った退職手当管理機関」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

- 2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は当該退職手当管理機関がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。
  - (2) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為（在職期間中の職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒免職等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。
- 3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第 2 号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。
- 第10条の 2 第 9 項を次のように改める。
- 9 第 1 項又は第 2 項の規定による支払差止処分を受けた者が当該支払差止処分が取り消されたことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける場合（これらの規定による支払差止処分を受けた者が死亡した場合において、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者が第 3 項の規定による支払差止処分を受けることなく当該一般の退職手当等の額の支払を受けるに至ったときを含む。）において、当該退職をした者が既に第 8 条の規定による退職手当の額の支払を受けているときは、当該一般の退職手当等の額から既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額を控除するものとする。この場合において、当該一般の退職手当等の額が既に支払を受けた同条

の規定による退職手当の額以下であるときは、当該一般の退職手当等は、支払わない。

第10条の2に次の1項を加える。

10 前条第2項及び第3項の規定は、支払差止処分について準用する。

第10条の3を次のように改める。

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第10条の3 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第10条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「再任用職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。
- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継し

た者を含む。以下この項において同じ。) に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第 3 号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、第 10 条第 1 項に規定する事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

3 退職手当管理機関は、第 1 項第 3 号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

4 島根県行政手続条例（平成 7 年島根県条例第 24 号）第 3 章第 2 節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。

5 第 10 条第 2 項及び第 3 項の規定は、第 1 項及び第 2 項の規定による処分について準用する。

6 支払差止処分に係る一般の退職手当等に関し第 1 項又は第 2 項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

第 10 条の 3 の次に次の 4 条を加える。

（退職をした者の退職手当の返納）

第 10 条の 4 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第 10 条第 1 項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第 8 条第 3 項、第 6 項又は第 8 項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第 10 条の 6 において「失業手当受給可能者」という。）であった場合にあっては、これらの規定により算出される金額（次条及び第 10 条の 6 において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。
  - (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けなければならない行為をしたと認めたとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、当該退職をした者が第 8 条第 1 項、第 5 項又は第 7 項の規定による退職手当の額の支払を受けている場合（受けることができる場合を含む。）における当該退職に係る一般の退職手当等については、当該退職に係る退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うことができない。
  - 3 第 1 項第 3 号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から 5 年以内に限り、行うことができる。
  - 4 退職手当管理機関は、第 1 項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けなければならない者の意見を聴取しなければならない。
  - 5 島根県行政手続条例第 3 章第 2 節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。
  - 6 第 10 条第 2 項の規定は、第 1 項の規定による処分について準用する。

（遺族の退職手当の返納）

第 10 条の 5 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対し当該一般の退職手当等の額が支払われた後において、前条第 1 項第 3 号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該退職の日から 1 年以内に限り、第 10 条第 1 項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可

能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

2 第10条第2項並びに前条第2項及び第4項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

3 島根県行政手続条例第3章第2節の規定は、前項において準用する前条第4項の規定による意見の聴取について準用する。

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第10条の6 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から6月以内に第10条の4第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項から第5項までに規定する場合を除く。)において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下この条において同じ。)に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第10条の4第5項又は前条第3項において準用する島根県行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第10条の4第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき(次項から第5項までに規定する場合を

除く。)は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から 6 月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第 5 項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から 6 月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第 10 条の 2 第 1 項第 1 号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第 10 条の 4 第 1 項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から 6 月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から 6 月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第 10 条の 4 第 1 項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から 6 月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業

手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から 6 月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第10条の 4 第 1 項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から 6 月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6 前各項の規定による処分にに基づき納付する金額は、第10条第 1 項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち第 1 項から第 5 項までの規定による処分を受けべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が 2 人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなってはならない。

7 第10条第 2 項並びに第10条の 4 第 2 項及び第 4 項の規定は、第 1 項から第 5 項までの規定による処分について準用する。

8 島根県行政手続条例第 3 章第 2 節の規定は、前項において準用する第10条の 4 第 4 項の規定による意見の聴取について準用する。

(人事委員会への諮問)

第10条の 7 退職手当管理機関は、第10条の 3 第 1 項第 3 号若しくは第 2 項、第10条の 4 第 1 項、第10条の 5 第 1 項又は前条第 1 項から第 5 項までの規定による処分（以下この条において「退職手当の支給制限等の処分」とい

- う。)を行おうとするときは、人事委員会に諮問しなければならない。
- 2 人事委員会は、退職手当管理機関の諮問に応じ、退職手当の支給制限等の処分について調査審議を行う。
  - 3 人事委員会は、第10条の3第2項、第10条の5第1項又は前条第1項から第5項までの規定による処分を受けるべき者から申立てがあった場合には、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。
  - 4 人事委員会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、当該処分を受けるべき者又は退職手当管理機関にその主張を記載した書面又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。
  - 5 人事委員会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、関係機関に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
  - 6 退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関し必要な事項については、人事委員会規則で定める。

第11条の見出しを「(職員が退職した後に引き続き職員となった場合等における退職手当の不支給)」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

職員が退職した場合(第10条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。)において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

第11条に次の2項を加える。

- 4 職員が第6条第1項に規定する退職をし、かつ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となった場合又は同条第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となった場合においては、知事が別に定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、

支給しない。

5 地方独立行政法人法第59条第2項の規定により職員が移行型一般地方独立行政法人の職員となる場合には、その者に対しては、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

附則第15項中「退職した者を」を「退職した者（第10条第1項各号に掲げる者を含む。次項において同じ。）を」に改める。

（特別職の職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第2条 特別職の職員の退職手当に関する条例（平成元年島根県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第2条第3項、第5条第4項、第6条第1項及び第9条から第13条まで」を「第1条の3、第2条第2項、第5条第4項、第9条から第10条の7まで、第11条第2項及び第3項、第12条並びに第13条」に改める。

（島根県病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正）

第3条 島根県病院事業管理者の給与等に関する条例（平成19年島根県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第7条第6項中「第2条第3項」を「第1条の3、第2条第2項」に、「第6条第1項、第9条から第10条の3まで」を「第9条から第10条の7まで」に改める。

（島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第4条 島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年島根県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項各号列記以外の部分を次のように改める。

退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。

（教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正）

第5条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成12年島根県条例第62号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 10 項中「第 2 条第 3 項、第 5 条第 4 項、第 6 条第 1 項及び第 9 条から第 13 条まで」を「第 1 条の 3、第 2 条第 2 項、第 5 条第 4 項、第 9 条から第 10 条の 7 まで、第 11 条第 2 項及び第 3 項、第 12 条並びに第 13 条」に改める。

(島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第 6 条 島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 41 年島根県条例第 59 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条第 2 項各号列記以外の部分を次のように改める。

退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第 1 条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例、第 2 条の規定による改正後の特別職の職員の退職手当に関する条例、第 3 条の規定による改正後の島根県病院事業管理者の給与等に関する条例、第 4 条の規定による改正後の島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例、第 5 条の規定による改正後の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び第 6 条の規定による改正後の島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

3 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和 48 年島根県条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「並びに第 5 条の 4」を「、第 6 条並びに第 11 条第 4 項及び第 5 項」に、「新条例第 5 条の 4」を「新条例第 6 条並びに第 11 条第 4 項及び第 5 項」に改める。

附則第 6 項中「第 3 条第 1 項（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に係る退職手当に関する部分を除く。）」を「第 3 条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分」に改める。

附則第 9 項及び第 13 項中「新条例第 5 条の 4 第 1 項」を「新条例第 6 条第 1 項」に改める。

- 4 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成 18 年島根県条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「第 5 条の 4 第 1 項から第 3 項まで」を「第 6 条第 1 項から第 3 項まで」に改める。

（職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正）

- 5 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和 27 年島根県条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 5 条の 4 第 1 項」を「第 6 条第 1 項」に改める。

（市町村立学校の教職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正）

- 6 市町村立学校の教職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和 31 年島根県条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「第 5 条の 4 第 1 項」を「第 6 条第 1 項」に改める。

島根県高等学校奨学金事業等支援臨時特例基金条例をここに公布する。  
平成 21 年 10 月 16 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 島根県条例第 54 号

### 島根県高等学校奨学金事業等支援臨時特例基金条例

#### (設置)

第 1 条 経済情勢及び雇用情勢の悪化により修学が困難となった高等学校等の生徒に係る奨学金の貸与及び授業料の減免に対して補助を行う事業に要する経費に充てるため、島根県高等学校奨学金事業等支援臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。

#### (積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

#### (管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

#### (運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

#### (繰替運用)

第 5 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

#### (委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 10 月 16 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 島根県条例第 55 号

島根県手数料条例の一部を改正する条例

島根県手数料条例（平成12年島根県条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 7 号中「第115条の36第 1 項」を「第115条の42第 1 項」に改め、同項第 8 号中「第115条の30第 1 項」を「第115条の36第 1 項」に改める。

別表10の 2 の項の次に次の 1 項を加える。

10の 3 土壌 汚染対策法 関係手数料	土壌汚染対策法の一部を改正する法律 （平成21年法律第23号）附則第 2 条第 1 項 の規定により同法の施行前においても申請 を行うことができることとされる同法によ る改正後の土壌汚染対策法（平成14年法律 第53号）第22条第 1 項の規定に基づく汚染 土壌処理業の許可を受けようとする者	237,000円
----------------------------	--	----------

別表23の項第 8 号中「第115条の29第 1 項」を「第115条の35第 1 項」に改め、同項第 9 号中「第115条の29第 2 項」を「第115条の35第 2 項」に改め、同号ア中「第140条の29」を「第140条の43」に改める。

別表64の項中「第115条第 1 項」を「第116条第 1 項」に改める。

#### 附 則

この条例は、土壌汚染対策法の一部を改正する法律（平成21年法律第23号）附則第 1 条ただし書の政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第 3 条第 1 項第 7 号及び第 8 号並びに別表23の項及び64の項の改正規定は、公布の日から施行する。

島根県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 10 月 16 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 島根県条例第 56 号

島根県県税条例の一部を改正する条例

島根県県税条例（昭和51年島根県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第15条の3中「をいう。）」の次に「又は上場株式等の配当等（租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等をいう。）」を加える。

第15条の4中「証券業者等」を「金融商品取引業者等」に、「第37条の11第1項」を「第37条の11の3第2項」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成22年1月1日から施行する。

島根県核燃料税条例をここに公布する。

平成 21 年 10 月 16 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 島根県条例第 57 号

### 島根県核燃料税条例

(課税の根拠)

第 1 条 県は、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項の規定に基づき、核燃料税を課する。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 発電用原子炉 原子力基本法（昭和 30 年法律第 186 号）第 3 条第 4 号に規定する原子炉で発電の用に供するものをいう。
- (2) 核燃料 原子力基本法第 3 条第 2 号に規定する核燃料物質で発電用原子炉に燃料として使用できる形状又は組成のものをいう。

(賦課徴収)

第 3 条 核燃料税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令又は島根県県税条例（昭和 51 年島根県条例第 10 号）の定めるところによる。

(納税義務者等)

第 4 条 核燃料税は、発電用原子炉への核燃料の挿入に対し、当該発電用原子炉の設置者に課する。

2 前項の発電用原子炉への核燃料の挿入は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日になされたものとする。

- (1) 発電用原子炉の設置後最初に核燃料の装荷が行われた場合 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 49 条第 1 項の規定により経済産業大臣が行う使用前検査に合格した日
- (2) 発電用原子炉について電気事業法第 54 条第 1 項の規定により経済産業大臣が行う定期検査の期間内に当該発電用原子炉への核燃料の装荷が行われた場合 当該定期検査が終了した日

- (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、発電用原子炉への核燃料の装荷が行われた場合 当該装荷が終了した日  
(課税標準)

第 5 条 核燃料税の課税標準は、発電用原子炉に挿入された核燃料（発電用原子炉への当該核燃料の挿入に対して既に核燃料税が課され、又は課されるべきであったものを除く。）の価額とする。

- 2 前項の価額は、電気事業会計規則（昭和40年通商産業省令第57号）第25条及び第26条の規定により算定した取得原価とする。

(税率)

第 6 条 核燃料税の税率は、100分の13とする。

(徴収の方法)

第 7 条 核燃料税の徴収については、申告納付の方法による。

(申告納付の手続等)

第 8 条 核燃料税の納税義務者は、発電用原子炉に核燃料を挿入したときは、当該核燃料を挿入した日から起算して 2 月（第 4 条第 2 項第 1 号に掲げる場合にあっては、3 月）を経過する日の属する月の末日までに、規則で定めるところにより、当該核燃料の挿入に対して課する核燃料税の課税標準額、税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を納付しなければならない。

(期限後申告等)

第 9 条 前条の規定により申告書を提出すべき者は、当該申告書の提出期限後においても、法第276条第 4 項の規定による決定の通知があるまでは、前条の規定により申告納付することができる。

- 2 前条又は前項の規定により申告書を提出した者は、当該申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準額又は税額を修正しなければならない場合においては、規則で定めるところにより、遅滞なく、修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額があるときは、これを納付しなければならない。

(更正、決定等に関する通知)

第10条 法第276条第4項の規定による核燃料税の更正又は決定の通知、法第278条第5項の規定による核燃料税の過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第279条第4項の規定による核燃料税の重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書により行うものとする。

(課税地等)

第11条 核燃料税の賦課徴収に関する島根県県税条例の適用については、同条例

第4条第1項の表中	固定資産税	法第740条に規定する大規模の償却資産の所在地
-----------	-------	-------------------------

とあるのは	固定資産税	法第740条に規定する大規模の償却資産の所在地	と、同条
	核燃料税	発電用原子炉の所在地	

例第5条中「この条例若しくはこの条例に基づく規則」とあるのは「この条例若しくは島根県核燃料税条例（平成21年島根県条例第57号）若しくはこれらの条例に基づく規則」とする。

(規則への委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、法第259条第1項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例は、前項の規則で定める日（以下「施行日」という。）以後の発電用原子炉への核燃料の挿入について適用する。ただし、施行日前に発電用原子炉に挿入された核燃料の施行日以後における発電用原子炉への挿入については、適用しない。

(有効期限等)

- 3 この条例は、施行日から起算して 5 年間（以下「適用期間」という。）その効力を有する。
- 4 この条例は、適用期間中における発電用原子炉への核燃料の挿入に対して課した、又は課すべきであった核燃料税については、前項の規定にかかわらず、適用期間経過後においても、なおその効力を有する。

島根県産業廃棄物減量税条例をここに公布する。

平成 21 年 10 月 16 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 島根県条例第 58 号

### 島根県産業廃棄物減量税条例

(課税の根拠)

第 1 条 県は、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 4 条第 6 項の規定に基づき、産業廃棄物の発生の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他産業廃棄物の適正な処理の促進に関する施策に要する費用に充てるため、産業廃棄物減量税を課する。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 2 条第 4 項に規定する産業廃棄物をいう。
- (2) 中間処理産業廃棄物 廃棄物処理法第 12 条第 3 項に規定する中間処理産業廃棄物をいう。
- (3) 最終処分業者 廃棄物処理法第 14 条第 6 項又は第 14 条の 4 第 6 項の規定による知事の許可（廃棄物処理法第 14 条の 2 第 1 項又は第 14 条の 5 第 1 項の変更の許可を含む。）を受け産業廃棄物の最終処分を業として行う者及び廃棄物処理法第 11 条第 2 項の規定により産業廃棄物の最終処分をその事務として行う県内の市町村（市町村の組合を含む。以下同じ。）をいう。
- (4) 最終処分場 次に掲げるものをいう。
  - ア 廃棄物処理法第 15 条第 1 項の規定による知事の許可を受けて設置された産業廃棄物の最終処分場（同項の規定の適用を受けないで設置されたものを含む。）
  - イ 県内の市町村が設置する一般廃棄物（廃棄物処理法第 2 条第 2 項に規定する一般廃棄物をいう。以下この号において同じ。）の最終処分場のうち

一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物の埋立処分の用に  
供するもの

(賦課徴収)

第 3 条 産業廃棄物減量税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほ  
か、法令又は島根県県税条例（昭和51年島根県条例第10号）の定めるところに  
よる。

(納税義務者等)

第 4 条 産業廃棄物減量税は、産業廃棄物の最終処分場への搬入（2 以上の最終  
処分場を有する者の当該 2 以上の最終処分場相互の間における搬入を除く。以  
下同じ。）に対し、当該搬入に係る産業廃棄物を排出した事業者（当該産業廃  
棄物が中間処理産業廃棄物である場合にあっては、当該中間処理産業廃棄物を  
排出した事業者。以下同じ。）に課する。

2 前項の規定にかかわらず、最終処分場（県外に設置された最終処分場に相当  
するものを含む。）に搬入された産業廃棄物の最終処分を行う者が当該産業廃  
棄物の最終処分を他の最終処分業者に委託した場合における産業廃棄物減量税  
は、当該委託（当該他の最終処分業者が当該産業廃棄物の最終処分を更に他の  
最終処分業者に委託したときは、その委託）に基づく最終処分場への搬入に対  
し、当該委託をした者に課する。

3 産業廃棄物減量税は、前 2 項に規定する場合のほか、事業者がその排出する  
産業廃棄物の最終処分を自ら行う場合においては、当該事業者が設置する最終  
処分場への当該産業廃棄物の搬入に対し、当該事業者に課する。

(課税免除)

第 5 条 知事は、次に掲げる産業廃棄物の最終処分場への搬入に対しては、産業  
廃棄物減量税を課さない。

(1) 第 2 条第 4 号イに掲げる最終処分場に搬入される産業廃棄物で規則で定め  
るもの

(2) 公益上その他の理由により知事が課税を不相当と認める産業廃棄物

(課税標準)

第 6 条 産業廃棄物減量税の課税標準は、最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量とする。この場合において、産業廃棄物の重量の計測が困難な場合において規則で定める要件に該当するときは、規則で定めるところにより換算して得た重量を当該産業廃棄物の重量とする。

(税率)

第 7 条 産業廃棄物減量税の税率は、1 トンにつき 1,000 円とする。

(徴収の方法)

第 8 条 産業廃棄物減量税の徴収については、特別徴収の方法による。ただし、第 4 条第 3 項の規定により産業廃棄物減量税を課する場合においては、申告納付の方法による。

(特別徴収義務者)

第 9 条 産業廃棄物減量税の特別徴収義務者は、最終処分業者とする。

- 2 知事は、必要があると認める場合には、前項に規定する者のほか、産業廃棄物減量税の徴収の便宜を有する者を特別徴収義務者として指定することができる。
- 3 前 2 項の特別徴収義務者は、最終処分場への産業廃棄物の搬入があったときに産業廃棄物減量税を徴収しなければならない。

(特別徴収義務者としての登録等)

第 10 条 前条第 1 項又は第 2 項の規定により特別徴収義務者として指定された者(以下単に「特別徴収義務者」という。)は、規則で定める期限までに、特別徴収すべき産業廃棄物減量税に係る最終処分場ごとに当該特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称その他必要な事項の登録を知事に申請しなければならない。登録した事項に変更があった場合にも、また、同様とする。

- 2 知事は、前項の登録(変更事項の登録を除く。)の申請を受理した場合には、その申請をした者に対し、その者が特別徴収義務者であることを証する証票を交付しなければならない。
- 3 前項の証票の交付を受けた者は、これを当該最終処分場の公衆の見やすい箇所に掲示しなければならない。

- 4 第 2 項の証票は、他人に貸し付け、又は譲り渡してはならない。
- 5 第 2 項の証票の交付を受けた者は、当該最終処分場に係る産業廃棄物減量税の特別徴収の義務が消滅した場合においては、その消滅した日から10日以内に当該証票を知事に返納しなければならない。

(申告納入)

第11条 特別徴収義務者は、次の表の左欄に掲げる期間内において徴収すべき産業廃棄物減量税について、同表の右欄に定める期限までに、規則で定めるところにより、産業廃棄物減量税の課税標準たる重量、税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を納入しなければならない。ただし、最終処分場を廃止し、又は休止した場合においては、その廃止し、又は休止した日から1月以内に、廃止し、又は休止した日までにおいて徴収すべき産業廃棄物減量税について、これを申告納入しなければならない。

1月1日から3月31日まで	4月末日
4月1日から6月30日まで	7月末日
7月1日から9月30日まで	10月末日
10月1日から12月31日まで	1月末日

- 2 知事は、必要があると認める場合には、前項の規定にかかわらず、別に納入に係る期間又は期限を指定することができる。

(徴収猶予)

第12条 知事は、法第15条の規定による場合のほか、特別徴収義務者が最終処分の料金及び産業廃棄物減量税の全部又は一部を前条の期限までに受け取ることができなかつたことにより、その納入すべき産業廃棄物減量税に係る徴収金の全部又は一部を納入することができないと認める場合には、当該特別徴収義務者の申請により、その納入することができないと認められる金額を限度として、2月以内の期間を限って徴収を猶予することができる。この場合において、知事は、規則で定める要件に該当して担保を徴する必要がないと認めると

きを除き、その徴収猶予に係る金額に相当する担保で法第16条第1項各号に掲げるものを、規則で定めるところにより、徴しなければならない。

- 2 前項の規定により徴収猶予を受けようとする特別徴収義務者は、その旨を当該産業廃棄物減量税の申告書を提出する際に併せて知事に申請しなければならない。
- 3 法第15条第4項、第15条の2及び第15条の3並びに第16条の2第1項から第3項までの規定は第1項前段の規定による徴収猶予について、法第11条、第16条第2項及び第3項、第16条の2第4項並びに第16条の5第1項及び第2項の規定は第1項後段の規定による担保について準用する。
- 4 知事は、第1項の規定によって徴収猶予をした場合においては、その徴収猶予をした税額に係る延滞金額中当該徴収猶予をした期間に対応する部分の金額を免除するものとする。

(徴収不能額等の還付又は納入義務の免除)

第13条 知事は、特別徴収義務者が最終処分の料金及び産業廃棄物減量税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した産業廃棄物減量税額を失ったことについて天災その他避けることのできない理由があるものと認める場合においては、当該特別徴収義務者の申請により、その産業廃棄物減量税額が既に納入されているときはこれに相当する額を還付し、前条の規定により徴収猶予をしているとき、その他その産業廃棄物減量税額がまだ納入されていないときはその納入の義務を免除するものとする。

- 2 知事は、前項の規定により、産業廃棄物減量税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当することができる。
- 3 知事は、第1項の規定による申請を受理した場合においては、同項又は前項に規定する措置を採るかどうかについて、その申請を受理した日から60日以内に特別徴収義務者に通知しなければならない。

(最終処分場の設置等の届出)

第14条 第 8 条ただし書の規定により産業廃棄物減量税を申告納付すべき者（以下「納税者」という。）は、規則で定める期限までに、最終処分場ごとに当該納税者の住所及び氏名又は名称その他必要な事項を知事に届け出なければならない。届け出た事項に変更があった場合にも、また、同様とする。

2 前項の規定は、最終処分場を譲り受け、又は借り受けようとする者について準用する。

（申告納付）

第15条 納税者は、次の表の左欄に掲げる期間内における産業廃棄物減量税について、同表の右欄に定める期限までに、規則で定めるところにより、産業廃棄物減量税の課税標準たる重量、税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を納付しなければならない。ただし、最終処分場を廃止し、又は休止した場合には、その廃止し、又は休止した日から 1 月以内に、廃止し、又は休止した日までにおける納付すべき産業廃棄物減量税について、これを申告納付しなければならない。

1 月 1 日から 3 月 31 日まで	4 月 末日
4 月 1 日から 6 月 30 日まで	7 月 末日
7 月 1 日から 9 月 30 日まで	10 月 末日
10 月 1 日から 12 月 31 日まで	1 月 末日

2 知事は、必要があると認める場合には、前項の規定にかかわらず、別に納付に係る期間又は期限を指定することができる。

（期限後申告等）

第16条 前条第 1 項の規定により申告書を提出すべき者は、当該申告書の提出期限後においても、法第733条の16第 4 項の規定による決定の通知があるまでは、前条第 1 項の規定により申告納付することができる。

2 前条第 1 項又は前項の規定により申告書を提出した者は、当該申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準たる重量又は税額を修正しなければならない場合においては、規則で定めるところにより、遅滞なく、修正申告書を

提出するとともに、その修正により増加した税額があるときは、これを納付しなければならない。

(更正、決定等に関する通知)

第17条 法第733条の16第4項の規定による産業廃棄物減量税の更正又は決定の通知、法第733条の18第6項の規定による産業廃棄物減量税の過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第733条の19第4項の規定による産業廃棄物減量税の重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書により行うものとする。

(課税地等)

第18条 産業廃棄物減量税の賦課徴収に関する島根県県税条例の適用については、同条例第3条第1項第4号中「又は第46条第13号」とあるのは「若しくは第46条第13号又は島根県産業廃棄物減量税条例（平成21年島根県条例第58号）第5条第2号」と、同条例第4条第1項の表中

狩猟税	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第55条第1項の規定により狩猟者の登録を受ける場所の所在地
-----	---

とあるのは

狩猟税	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第55条第1項の規定により狩猟者の登録を受ける場所の所在地
産業廃棄物減量税	最終処分場の所在地

と、同条例第5条中「この条例若しくはこの条例に基づく規則」とあるのは「この条例若しくは島根県産業廃棄物減量税条例若しくはこれらの条例に基づく規則」とする。

2 産業廃棄物減量税は、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第6条の17第2項第9号に規定する法定外目的税で条例で指定するものとする。

## (帳簿の保存等)

第19条 特別徴収義務者及び納税者は、帳簿を備え、最終処分場ごとに、毎日の最終処分場に搬入された産業廃棄物の重量その他の規則で定める事項を記載し、当該帳簿をその閉鎖の日から5年間保存しなければならない。

- 2 特別徴収義務者及び納税者は、前項の帳簿に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の電子計算機出力マイクロフィルム（電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。）の保存をもって、同項の規定による帳簿の保存に代えることができる。

## (使途)

第20条 知事は、県に納入され、又は納付された産業廃棄物減量税額から産業廃棄物減量税の賦課徴収に要する費用を控除した額を、産業廃棄物の発生の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他産業廃棄物の適正な処理の促進に関する施策に要する費用に充てるものとする。

## (規則への委任)

第21条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この条例は、法第731条第2項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

## (経過措置)

- 2 この条例は、前項の規則で定める日（以下「施行日」という。）以後に行われる産業廃棄物の最終処分場への搬入について適用する。
- 3 この条例の施行の際現に旧島根県産業廃棄物減量税条例（平成16年島根県条例第34号。以下「旧条例」という。）第10条第1項の規定による登録の申請を受理されている者は、第10条第1項の規定による登録の申請を受理された者とみなす。

- 4 この条例の施行の際現に旧条例第10条第2項の規定により交付されている証票は、第10条第2項の規定により交付された証票とみなす。
- 5 この条例の施行の際現に旧条例第14条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしている者は、第14条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による届出をした者とみなす。  
（有効期限等）
- 6 この条例は、施行日から起算して5年間（以下「適用期間」という。）その効力を有する。
- 7 この条例は、適用期間中における産業廃棄物の最終処分場への搬入に対して課した、又は課すべきであった産業廃棄物減量税については、前項の規定にかかわらず、適用期間経過後においても、なおその効力を有する。  
（住民基本台帳法施行条例の一部改正）
- 8 住民基本台帳法施行条例（平成14年島根県条例第41号）の一部を次のように改正する。  
別表第1の5の項中「島根県産業廃棄物減量税条例（平成16年島根県条例第34号）」を「島根県産業廃棄物減量税条例（平成21年島根県条例第58号）若しくは旧島根県産業廃棄物減量税条例（平成16年島根県条例第34号）附則第6項の規定によりなおその効力を有することとされる同条例」に改める。  
（島根県産業廃棄物減量促進基金条例の一部改正）
- 9 島根県産業廃棄物減量促進基金条例（平成17年島根県条例第18号）の一部を次のように改正する。  
第2条中「島根県産業廃棄物減量税条例（平成16年島根県条例第34号）」を「島根県産業廃棄物減量税条例（平成21年島根県条例第58号）」に改める。  
（島根県産業廃棄物減量促進基金条例の一部改正に伴う経過措置）
- 10 旧条例附則第6項の規定によりなおその効力を有することとされる旧条例の規定により産業廃棄物の最終処分場への搬入に対して課した、又は課すべきであった産業廃棄物減量税額のうち当該年度に収入する額に相当する額として予算で定める額は、島根県産業廃棄物減量促進基金条例第1条に規定する島根県

産業廃棄物減量促進基金に積み立てるものとする。

島根県消費者センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 10 月 16 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県条例第 59 号**

島根県消費者センター条例の一部を改正する条例

島根県消費者センター条例（昭和46年島根県条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

- 2 センターは、消費者安全法（平成21年法律第50号）第10条第 1 項の規定に基づき消費生活センターとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県医療施設耐震化臨時特例基金条例をここに公布する。

平成 21 年 10 月 16 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 島根県条例第 60 号

### 島根県医療施設耐震化臨時特例基金条例

#### (設置)

第 1 条 災害拠点病院等の医療施設の耐震化整備のための事業に要する経費に充てるため、島根県医療施設耐震化臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。

#### (積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

#### (管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

#### (運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

#### (繰替運用)

第 5 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

#### (委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 10 月 16 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県条例第 61 号**

島根県営住宅条例の一部を改正する条例

島根県営住宅条例（昭和34年島根県条例第49号）の一部を次のように改正する。

「仙 道 団 地  
別表中 川 東 団 地 を 「仙 道 団 地  
椎 ノ 木 団 地」 に改める。  
椎 ノ 木 団 地」

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県立高等学校等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 10 月 16 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 島根県条例第 62 号

島根県立高等学校等条例の一部を改正する条例

島根県立高等学校等条例（昭和39年島根県条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 の表島根県立松江南高等学校の項分校の位置の欄中「松江市」を削り、同表島根県立松江農林高等学校の項の次に次のように加える。

島根県立宍道高等学校	松江市	
------------	-----	--

#### 附 則

この条例中別表第 1 の 1 の表に島根県立宍道高等学校の項を加える改正規定は平成21年11月 1 日から、同表島根県立松江南高等学校の項の改正規定は平成25年 4 月 1 日から施行する。

警察に関する手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 10 月 16 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 島根県条例第 63 号

警察に関する手数料条例の一部を改正する条例

警察に関する手数料条例（平成12年島根県条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 27 の項の 1 の手数料の額の欄中「5,400円」を「6,800円」に、「3,100円」を「4,300円」に改め、同項の 2 の手数料の額の欄中「9,000円」を「10,500円」に、「5,300円」を「6,700円」に改め、同項の次に次のように加える。

27の2 銃砲刀剣類所持 等取締法第4条の3第 1項（同法第7条の3 第3項において準用す る場合を含む。）の規 定に基づく認知機能検 査を受けようとする者		1件につき 650円
--	--	------------

別表第 1 の 29 の項中「21,000円」を「22,000円」に改め、同項の次に次のように加える。

29の2 銃砲刀剣類所持 等取締法第5条の5第 1項の規定に基づく猟 銃の操作及び射撃の技 能に関する講習を受け ようとする者		1講習につき 12,300円
--	--	----------------

別表第 1 の 32 の項の 1 の手数料の額の欄中「5,800円」を「7,200円」に、

「3,500円」を「4,800円」に改め、同項の 2 の手数料の額の欄中「5,400円」を「6,800円」に、「3,100円」を「4,400円」に改め、同表の33の項中「7,900円」を「8,900円」に改め、同表の34の項中「7,900円」を「8,900円」に改め、同項の次に次のように加える。

34の 2 銃砲刀剣類所持等取締法（以下この項において「法」という。）第 9 条の13第 1 項の規定に基づく年少射撃資格の認定を受けようとする者		1 件につき 9,600円 （当該認定を受けようとする者が同時に他の法第 9 条の13第 1 項の規定に基づく認定を受けようとする場合における当該他の同項の規定に基づく認定にあつては、5,900円）
34の 3 銃砲刀剣類所持等取締法第 9 条の13第 3 項において準用する同法第 7 条第 2 項の規定に基づく年少射撃資格認定証の書換え又は再交付を受けようとする者	1 書換え 2 再交付	1 件につき 1,800円 1 件につき 1,900円
34の 4 銃砲刀剣類所持等取締法第 9 条の14第 1 項の規定に基づく年少射撃資格の認定のための講習会の講習を受けようとする者		1 講習につき 9,700円

別表第 1 の 41 の 2 の項中「75 歳以上の者の運転免許更新等に係る記憶機能及びその他の認知機能に関する検査」を「道路交通法第 97 条の 2 第 1 項第 3 号イの規定に基づく認知機能検査」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成 21 年 12 月 4 日から施行する。ただし、別表第 1 の 41 の 2 の項の改正規定は、公布の日から施行する。